

県立学校授業料等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第65号

県立学校授業料等条例施行規則の一部を改正する規則

県立学校授業料等条例施行規則（昭和38年岩手県規則第23号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(受給資格認定の申請に係る授業料の納付の猶予等)			(受給資格認定の申請に係る授業料の納付の猶予等)		
第1条の2 [略]			第1条の2 [略]		
2 条例第3条第5項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。			2 条例第3条第5項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。		
(1) 法第8条第1項の規定による申出をした者 <u>(月の初日に申出をした者を除く。)</u>			(1) 法第8条第1項の規定による申出をした者		
(2) <u>法第17条の規定により同条に規定する保護者等の収入の状況に関する事項として文部科学省令で定める事項の届出をしない者</u>			(2) <u>高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下「省令」という。）第3条第5項の規定による通知を受けた者</u>		
(受給資格認定を受けることができなかった者等に係る授業料の納付)			(受給資格認定を受けることができなかった者等に係る授業料の納付)		
第1条の3 条例第3条第5項の規定に該当する者は、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同表の中欄に掲げる授業料について、同表の右欄に掲げる期限内に納付しなければならない。			第1条の3 条例第3条第5項の規定に該当する者は、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同表の中欄に掲げる授業料について、同表の右欄に掲げる期限内に納付しなければならない。		
条例第3条第3項の申請をした者で受給資格認定を受けることができなかったもの	[略]	高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下「省令」という。）第3条第3項の規定により教育委員会が通知をした日の属する月の翌月の初日から起算して15日以内	条例第3条第3項の申請をした者で受給資格認定を受けることができなかったもの	[略]	省令第3条第2項の規定により教育委員会が通知をした日の属する月の翌月の初日から起算して15日以内
法第17条の規定による届出により就学支援金（法第3条第1項に規定する就学支	法第3条第2項の規定により就学支援金が支給されないこととなる月から省令第11条第8項の規定により教育委員会が通知をした日の	省令第11条第8項の規定により教育委員会が通知をした日から起算して15日以内			

<u>援金をいう。</u> <u>以下同じ。)</u> <u>の支給を受け</u> <u>る資格がない</u> <u>とされた者</u>	<u>属する月までの月分の</u> <u>授業料</u>	
前条第2項第1号に掲げる者	[略]	
前条第2項第2号に掲げる者	<u>法第17条の規定による</u> <u>届出をすべき日として</u> <u>教育委員会が定める日</u> <u>(以下「届出をすべき</u> <u>日」という。)</u> の属す <u>る年度の7月(省令第</u> <u>8条第1項に規定する</u> <u>特例受給権者に係る届</u> <u>出をすべき日の属する</u> <u>月が1月から6月まで</u> <u>である場合にあっては</u> <u>、当該届出をすべき日</u> <u>の属する年の1月)か</u> <u>ら当該届出をすべき日</u> <u>の属する月までの期間</u> <u>に対応する月の月分の</u> <u>授業料</u>	<u>届出をすべき日か</u> <u>ら起算して15日以</u> <u>内</u>
(受給資格認定を受けることができなかった者等に係る通信制受講料の納付)		
第1条の4 条例第6条第4項において準用する条例第3条第5項の規定による通信制受講料の納付は、条例第6条第1項に規定する者に対して支給があったものとみなされる就学支援金の額が当該者に係る通信制受講料の額より少ないとき（少なくなると見込まれる場合を含む。）に限り、その差額について、当該者に対して就学支援金が支給されないこととされる旨の <u>省令第3条第3項、第10条第3項又は第11条第8項の規定による通知をした日（法第17条の規定による届出をしなかった者にあつては、当該届出をすべき日）</u> から起算して15日以内にしなければならない。		
備考 改正部分は、下線の部分である。		

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第8号）附則第2条第2項の規定の適用を受

ける者であつて、同法による改正前の高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第17条の規定の例による届出をしないものに係る授業料及び通信制受講料の納付については、なお従前の例による。